## 3 都市機能を支える交通体系の整備

# (1) 駅の乗継円滑化のための大規模改良工事により取得した鉄道施設に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長

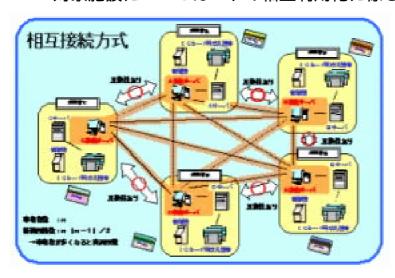
利用者利便の向上の観点から、都市鉄道のネットワーク化及び乗継利便の向上等を図るため、相互直通化等の乗継円滑化のための大規模改良工事に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

### (延 長)

固定資産税・都市計画税:課税標準 5年間2/3

### (拡 充)

対象施設に「ICカードの相互利用化に係る設備」を追加



- ・システムが複雑化
- ・新規参入コストが大きい



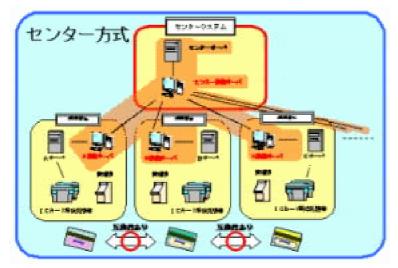
鉄道事業者間の広域的な相互利 用化が促進されない



鉄道利用者が複数のカードを持 たなければならず、不便



# 税制特例措置により相互接続方式 からセンター方式へ誘導



- ・シンプルなセンターシステム
- ・新規参入コストが小さい



多数の鉄道事業者間の広域的な 相互利用化が促進



鉄道利用者が1枚のカードで広域的に複数の鉄道を乗り継ぐことができる

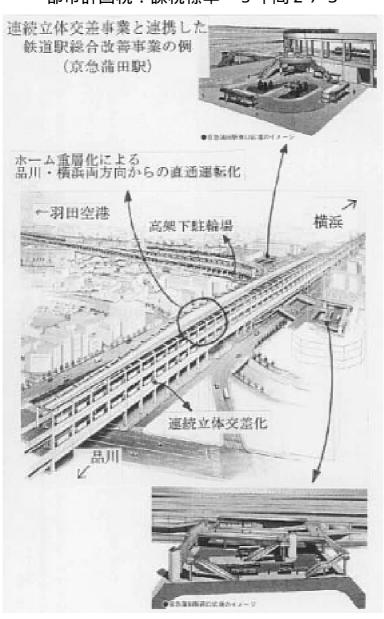
# (2) 鉄道駅総合改善事業により取得した施設に係る課税標準の特例措置の 拡充及び延長

周辺の街づくりと一体となって鉄道駅の利便性・安全性の向上を図る総合的な駅改良工事を促進するため、国の補助を受けて第三セクターが取得し、鉄道事業者に貸し付ける資産に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の拡充を行う。

# (拡 充)

固定資産税:課税標準 5年間2/3「現行3/4]

都市計画税:課税標準 5年間2/3



# 鉄道駅を周辺事業と一体的に改善 駅機能の向上 ・他の運送事業者との乗継円滑化 ・駅前広場の整備 ・安全性の確保 等 新しいタイプの鉄道駅総合改善事業 ・連続立体交差事業 ・連続立体交差事業 ・駐輪場整備事業 等 と連携することにより 事業効果が相乗的にアップ

# (3) 鉄軌道事業者が駅周辺に設置する駐輪場施設に係る課税標準の特例措置の<u>拡充及び延長</u>

鉄道駅周辺の放置自転車問題を解消するために、鉄軌道事業者が駅周辺に設置する駐輪場施設に係る特例措置の適用期限を延長するとともに、特例措置の対象を拡充する。

# (延 長)

不動産取得税:課税標準 地下部分1/3控除、地上部分1/4控除

固定資産税 :課税標準 3年間2/3

事業所税 :課税標準 新増設分1/2控除

### (拡 充)

対象施設に「大規模な平面駐輪場」を追加[現行:駅又は停留場の近隣に設置する自転車駐輪場施設に係る家屋又は償却資産(地下又は複数階で200台以上収容できるもの)]

